

○茅野市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第103号

改正 令和元年5月27日告示第14号

令和2年3月27日告示第103号

令和3年5月28日告示第148号

令和3年6月21日告示第158号

令和4年5月27日告示第123号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、東京圏から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 市内に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を市内に置くことをいう。
- (2) 移住支援金 UIJターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付け30労雇第315号、30産経創第188号長野県産業労働部長通知。以下「長野県要綱」という。）及びこの告示に基づき交付される補助金をいう。
- (3) 企業等 支援金の対象として長野県が選定した法人等であって、長野県が開設する求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した者のほか、移住支援金の要件を満たすものをいう。
- (4) 創業支援金 長野県地域課題解決型創業支援事業補助金交付要綱（令和元年5月8日付け31産経創第28号通知）に基づき、長野県が補助する事業者が交付する補助金をいう。
- (5) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。
- (6) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (7) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の対象となる者は、別表第1の移住に関する区分のいずれにも該当する移住をした者のうち、別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する就業をし、又は別表第3の創業に関する区分のいずれにも該当する創業をした者とする。ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は他の地方公共団体が行う事業による補助金等の支給の対象となる場合は支給しない。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、別表第4のとおりとする。

(交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、移住支援金の交付の条件とする。

- (1) 移住支援金の申請日から5年以内に市内での居住が困難となった場合又は移住支援金の申請日から5年以内に就業した企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 第9条に規定する要件に該当する場合は、移住支援金の返還に応じること。
- (3) 第10条に規定する継続就業及び継続居住の確認に応じること。
- (4) 移住支援金に関する報告及び立入調査について長野県及び市から求められた場合において、これに応じること。

(交付申請及び実績報告)

第6条 移住支援金の交付を受けようとする者は、茅野市就業・創業移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 移住支援金に関する個人情報の取扱い(様式第2号)
- (2) 移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第3号)
- (3) 就業先が交付した就業証明書(様式第4号の1又は様式第4号の2)(就業の場合に限る。)
- (4) 就業先が交付した要件証明書(様式第5号)(関係人口の場合のみ)
- (5) 創業支援金交付決定通知書(創業の場合に限る。)
- (6) 通算して5年以上在住したことを証明する書類
- (7) 通算して5年以上就労したことを証明する書類
- (8) 移住前の市町村(東京23区を含む。)が交付した直近の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、市長が別に定める。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付する必要がある者として適当と認められ、かつ、長野県から移住支援金の交付決定を受けた場合は、移住支援金の交付決定及び額の確定を行い、茅野市就業・創業移住支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金を交付する必要がある者として不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、茅野市就業・創業移住支援事業補助金交付申請却下通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査に当たって必要があると認めるときは、前条第1項の規定による交付申請をした者に対して、面接を行うことができる。

(移住支援金の支払い)

第8条 市長は、前条第1項の規定による移住支援金の交付決定及び額の確定の通知を受

けた者に対し、茅野市就業・創業移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）による請求に基づき、移住支援金を支払うものとする。

（移住支援金の返還）

第9条 市長は、移住支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号に掲げる返還の区分に応じて、当該各号に定める要件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があると市長が認めた場合又は受給者が長野県内に住所を有する場合であって、移住支援金の申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞した日から3箇月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

(1) 全額返還

ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合

ウ 創業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合

（継続就業及び継続居住の確認）

第10条 受給者は、移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに、就業先である企業等に就業証明書の交付を求め、当該就業証明書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金交付の決定を受けた者における第9条及び第10条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月27日告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第103号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の茅野市就業・創業移住支援事業補助金交付要綱の規定は、施行日以後にされた交付申請から適用し、施行日前にされた交付申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月28日告示第148号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（令和3年6月21日告示第158号）

この告示は、公布の日から施行し、令和3年度の補助金の申請分から適用する。

附 則（令和4年5月27日告示第123号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行し、令和4年度の補助金の申請分から適用する。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 要件 |
|-----------|---|
| 移住元に関する要件 | <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 住民票を移す直前の10年間のうち、次のア及びイの期間が通算して5年以上であること。</p> <p>ア 東京23区に在住し、かつ、就労（被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。以下同じ。）をしていた期間</p> <p>イ 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤（被用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていた期間</p> <p>(2) 住民票を移す直前に、前号ア若しくはイの期間又はア及びイを通算した期間（以下「直近期間」という。）が、連続して1年以上であること。ただし、当該直近期間は、住民票を移した日から起算して前3箇月以内の日を直近期間の末日とすることができるものとし、イの期間内であって通勤していない期間が3箇月以内含まれる場合は、当該期間を除いた期間を直近期間とみなすものとする。</p> <p>（注） 前2号の期間については、東京圏に在住し、かつ、東京23区内の大学等へ在学し、かつ、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該在学に係る期間を通算することができる。</p> |
| 移住先に関する要件 | <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 長野県要綱が施行された後に移住したこと。</p> <p>(2) 移住支援金の申請が、移住後3箇月以上1年以内の期間になされたものであること。</p> |

| | |
|--------|--|
| | (3) 市内に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。 |
| その他の要件 | <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>(2) 日本人又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者に限る。）であること。</p> <p>(3) 移住前の市町村（東京23区を含む。）において納付すべき税を滞納していないこと。</p> <p>(4) 継続して居住することが期待できないと認められる者でないこと。</p> |

別表第2（第3条関係）

| 区分 | 要件 |
|-----------|--|
| 就業先に関する要件 | <p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般（マッチングサイト掲載企業）の場合 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。</p> <p>イ 就業先としてマッチングサイトに掲載されている企業等の求人に応募し、採用されたものであること。</p> <p>ウ 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている企業等でないこと。</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、申請時に当該企業等に連続して3箇月以上在職していること。</p> <p>オ イの企業等への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>カ 当該企業等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>ク 市内に事業所を有する企業等であること。</p> <p>(2) 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して長野県内で就業した者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。</p> |

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、申請時に当該企業等に連続して3箇月以上在職していること。

ウ 当該企業等に、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワーカーの場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

(4) 関係人口（マッチングサイト掲載可能企業又は職場いきいきアドバンスカンパニー）の場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 市長が次のいずれかに該当する者であると認めるもの

(ア) 市に通学、通勤又は居住をしたことがある者

(イ) 市にふるさと納税をしたことがある者

(ウ) 市で2地域居住又は週末暮らしをしたことがある者

(エ) 市で地域活動に参画したことがある者

(オ) 長野県又は市の移住施策に参画したことがある者

(カ) アからオまでに掲げるもののほか、市長が特に認める者

イ 次のいずれかに該当する企業に就業している者

(ア) 次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等

a 公官庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

b 資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金の額が概ね50億円未満の法人であり、かつ、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど個別に判断することが必要な場合において、当該企業の所在する市町村の長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。

c みなし大企業（次のいずれかに該当する法人をいう。）で

| | |
|--------|---|
| | <p>はないこと。ただし、bの括弧書きの規定により知事が必要と認める法人については、次に掲げる要件の判定にあたり資本金10億円以上でないものとみなす。</p> <p>(a) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人</p> <p>(b) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人</p> <p>(c) 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人</p> <p>d 本店、支店又は事業所の所在地が長野県内にある法人等であること。</p> <p>e 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。</p> <p>f 雇用保険の適用事業主であること。</p> <p>g 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。</p> <p>h 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。</p> <p>i 長野県税に未納がないこと。</p> <p>(イ) 長野県が認証した職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業</p> <p>ウ 次のいずれにも該当する労働条件等で就業している者</p> <p>(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。</p> <p>(イ) 就業先が3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。</p> <p>(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、申請時に当該企業等に連続して3箇月以上在職していること。</p> <p>(エ) 当該企業等に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(カ) 市内に事業所を有する企業等であること。</p> |
| その他の要件 | 継続して勤労することが期待できないと認められる者でないこと。 |

別表第3（第3条関係）

| 区分 | 要件 |
|-----------|--|
| 創業等に関する要件 | 創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の申請が当該交付決定の日から1年以内になされたものであること。 |
| その他の要件 | 創業後、継続することが期待できないと認められる者でないこと。 |

別表第4（第4条関係）

| 区分 | 支援金の額 |
|---------|---|
| 単身の世帯 | 10万円 |
| 2人以上の世帯 | 20万円 18歳未満の世帯員を帯同するときは、当該世帯員一人につき5万円を加算する。 |

備考 2人以上の世帯に関する要件は、次のとおりとする。

- 1 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- 2 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- 3 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、長野県要綱が施行された後に移住したこと。
- 4 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、支給申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。
- 5 申請者を含む2人以上の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。